

平成29年 第5回 秩父市農業委員会 定例総会 議事録

- 1 開催日時 平成29年5月22日（月）午後2時01分から
同日 午後2時43分まで
- 2 開催場所 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室〔秩父市熊木町〕

3 出席委員（24人）

会 長	8番	新 井 徳 弘	会長職務代理者	26番	糸 東 男
委 員	1番	山 中 宇 一	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	3番	武 島 昭 夫	委 員	4番	横 田 友
委 員	6番	山 中 進	委 員	7番	富 田 俊 和
委 員	9番	内 田 武 男	委 員	10番	青 葉 正 明
委 員	11番	岩 崎 智 子	委 員	12番	長 谷 川 満
委 員	13番	石 橋 総 一 郎	委 員	14番	大 島 正 一
委 員	15番	高 岸 義 雄	委 員	16番	新 井 信 義
委 員	17番	番 場 誠 二	委 員	18番	島 崎 博 行
委 員	20番	福 島 久 雄	委 員	21番	内 田 修 司
委 員	23番	高 野 忠 財	委 員	24番	高 橋 信 之
委 員	25番	田 口 俊 夫	委 員	27番	加 藤 勝 市

4 欠席委員（2人）

委 員	5番	新 井 秀	委 員	19番	町 田 一 郎
-----	----	-------	-----	-----	---------

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告
- (7) 議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議案第24号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議案第25号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)

議案第26号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第27号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの
判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	新 井 幸 男	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、平成29年第5回秩父市農業委員会定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、5番 新井 秀 委員 及び 19番 町田 一郎 委員 から欠席の通告がありました。よって、委員定数26名中24名が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。

(4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長(新井 徳弘 会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 20番 福島 久雄 委員、21番 内田 修司 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

（５）諸 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。

（６）審 議 議 案 の 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第5回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について が4件、議案第26号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第27号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

（７）議 案 審 議

議案第24号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）

議長（新井 徳弘 会長） これより、議案の審議に入ります。 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1の案件について説明をいたします。 申請者は 〇〇さんです。 申請地は 阿保町、畑1筆、188平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。 案内図の1ページをご覧ください。 申請地は、国道299号線 秩父橋交差点から南に約200メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。 転用する目的は駐車場用地です。 申請地は、国道299号線に面した場所にあり、申

請者は、何かと便利なこともあり、平成15年8月ごろに、申請地に車庫を建て、自己用及び来客用の駐車場として使用していました。このたび、所有する土地について確認をしたところ、当申請地が農地であることが判明しましたが、現実的に考えても、農地に復旧することも難しいことから、引き続き駐車場用地として使用していきたいとして、始末書を添付して、転用することについて申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、駐車場として使用されており、車庫1棟とカーポートが建てられておりました。

加藤 和彦 主幹 番号2の案件について説明をいたします。申請者は、〇〇さんです。申請地は 荒川上田野字上下石原、畑1筆、72平方メートルで、平成13年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道浦山口駅から南西に約250メートル先にあります。立地の基準につきましては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は、申請地に隣接する宅地にある住宅に居住しており、昭和60年頃から、申請地に物置等を建てていました。

このたび、所有する土地について確認をしたところ、申請地が農地であることが判明しましたが、今後も引き続き現状のまま使用していきたいとして、始末書を添付して、転用することについて申請したものです。なお、一体として利用する宅地の面積は、360.06平方メートルになります。申請地を確認したところ、申請のとおり、物置が建てられておりました。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

27番（加藤 勝市 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺は宅地化が進んでおりますので、許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

6番（山中 進 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第24号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第25号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （4件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

町田 達彌 参与 番号1の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は下影森字甲勘定、畑1筆、542平方メートルで、昭和39年1月に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、北側に埼玉県秩父県土整備事務所、西側にハローワーク秩父があり、市道に面しており、市道側の他は三方、コンクリートの建物に囲まれたところにあります。立地の基準につきましては、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化傾向の著しい農地として、第3種農地と判断いたしました。申請地の面積は542平方メートルですが、一般住宅への転用許可基準では500平方メートル未満となっております。このことにつきましては、申請地は長方形であり、農地をたとえ少し残したとしても、他に使い道がなく、埼玉県秩父農林振興センターにおける担当者から、10パーセント以内であればやむをえない事例である、と聞いておりますので、許可要件の範囲内であると考えます。申請事由ですが、譲受人は市内のアパートに家族とともに暮らしておりますが、日常手狭になってきたため、実家にも近く住宅地にを適しているところを探していたところ、土地所有者より高齢のため農地として利用しない旨の話があり、また、近隣には小学校、中学校、病院等があり、生活する上での環境もよく、利便性が高いため建築することを計画しました。周辺には住宅が多いため、耕作農地も少ないので周辺における営農条件に何らかの影響を与えることはないと思われれます。現地確認をしましたところ、農地としてきれいに耕運されておりました。

帆刈 敏晃 主査 番号2及び番号3の案件について説明をいたします。

まず、番号2についてですが、譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。申請地は 大野原字下小川、畑2筆、計928平方メートルで、平成28年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父市原谷公民館から北に約970メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は平坦な地形でありますが耕作されておらず、隣接するの土地には、太陽光発電施設が設置されております。このたび、譲受人が申請地を買い受け、ここに太陽光発電施設を設置したいとして、転用することについて申請したものです。計画では、太陽光パネル216枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。また、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。申請地は不耕作状態ですが、隣接には耕作されている畑があり、その農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を建設することで問題が発生することはないものと思われまます。

次に、番号3の案件について説明をいたします。譲受人は 株式会社 〇〇、譲渡人は 〇〇さんです。申請地は 山田字辻原、畑1筆、213平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市高篠公民館から北に約260メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人が建売住宅のための土地を探していたところ、現在も不耕作で、今後も耕作をする予定のない本申請地を譲り受けることになり、このたび、転用することについて申請したものです。計画では、建売住宅1棟を建築し、販売することになっております。申請地は不耕作状態ですが、隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を建設することで問題が発生することはないものと思われまます。

加藤 和彦 主幹 番号4の案件について説明をいたします。借受人は 株式会社 〇〇です。同社は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。貸渡人は 〇〇さんです。申請地は 荒川上田野字森ノ西、畑1筆、1,470平方メートルで、昭和57年に相続で取得した土地です。案内図の

6 ページをご覧ください。申請地はちちぶ花見の里から南東に約100メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用の目的は、太陽光発電施設の建設です。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適してるとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル256枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。申請地に隣接する農地を所有する者は申請者本人であり、周辺との問題も特に無いと思われれます。現況を確認しましたところ、不耕作でした。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

7 番（富田 俊和 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺では、宅地化が進んでおり、何故ここだけが畑のまま残っていたのか、不思議にさえ思っております。道路から一段下がっており、農地としては使い勝手が悪い状態です。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

24 番（高橋 信之 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地の東側は原野になっており、北側、南側には、すでに、太陽光発電施設が建設されております。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

4 番（横田 友 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

12 番（長谷川 満 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。耕作を行うには条件が良い場所なので残念ですが、許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見

が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

(間がある)

議長(新井 徳弘 会長) 質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(新井 徳弘 会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第25号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

議長(新井 徳弘 会長) 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長(新井 徳弘 会長) 次に、議案第26号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 議案第26号について説明をいたします。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、秩父市長からの依頼により、農業委員会の決定を求められております。借受人、利用権の設定を受ける者は〇〇さんです。貸付人は〇〇さんです。土地の所在は小柱字合川、同じく字殿原、同じく字鶴原、畑3筆、計3,735平方メートルです。案内図の7ページから9ページまでをご覧ください。申請地はそれぞれ、小柱農村集落センターから北北西に約430メートル、北西に約450メートル、西に約520メートル先にあります。利用権を設定する期間は、平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間です。借受人は、平成27年度に埼玉県農業大学校を卒業、平成28年度、秩父市農業担い手育成塾 吉田塾の塾生として1年間、黒谷地内にあります〇〇園で研修を受け、平成29年3月31日をもって修了しました。このたびの利用権を設定する土地は、新規に就農するにあたり、借受人本人が土地所有者と交渉し、借り受けることになった土地です。また、利用権を設定する土地に隣接する土地についても、今後交渉を行い、農業経営規模を拡大していきたいと考えています。農業用機械についてはトラック1台を所持しており、今後、農薬噴霧機1台の購入を検討しています。その他の農機具については、当面、土地所有者から借用することになっております。また、作付計画ですが、今年は、土壌

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

改良を行い、来年以降において、ブドウの苗木を定着させ、管理作業を行っていくとのことです。すでに近隣の居住者への説明も済ませており、農薬を散布する際には、被害が及ばないように努めるとのことです。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

3番（武島 昭夫 委員） 議案第26号の案件について意見を申し上げます。私も、当事者と会ってまいりました。借受人については意欲があることを感じましたし、農地を有効に活用していただくわけですから、決定してよろしいものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第26号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第27号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第27号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第27号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配付いたしました別紙をお開きください。このたびは、畑16筆、計6,556平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照

し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断しております。このたびは、所有者から非農地判断をしていただきたいと申し出があったものを議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。この議案に対して、何か質疑や意見がありますか。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第27号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

（8）閉 議 ・ 閉 会

議長（新井 徳弘 会長） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第5回秩父市農業委員会定例総会を閉会いたします。